

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部改正について

1 規則等の題名

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の一部を改正する規則（令和 8 年長崎県公安委員会規則第 7 号）

2 意見公募手続を実施しなかった理由

- (1) 聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 8 年長崎県公安委員会規則第 1 号）の一部改正については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 5 号の規定に該当するほか、長崎県行政手続条例（平成 7 年長崎県条例第 47 号）の一部改正に伴い、当然必要とされる規定の整理でもあることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号の規定にも該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。
- (2) 放置違反金の納付命令等に関する事務取扱規則（平成 18 年長崎県公安委員会規則第 16 号）の一部改正については、警察庁において、根拠となる道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）の一部改正時に意見公募手続を実施していることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 5 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しませんでした。
- (3) 確認事務の委託に関する事務取扱規則（令和 4 年長崎県公安委員会規則第 14 号）の一部改正については、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）の施行に伴い、当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しませんでした。

3 公布日

令和 8 年 5 月 15 日